十　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

十一　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十二　前七号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること並びに放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること。

十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること。

十四　仮置場（対策地域内廃棄物及び除去土壌等（放射性物質汚染対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土壌等をいう。以下同じ。）の保管を行う場所（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の設計及び施工方法に関すること（除染特別地域（放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。

十五　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

十六　前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること。

十七　減容化施設（福島県の区域内において特定廃棄物の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

十八　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

十九　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（中間貯蔵部の所掌事務）

第六条　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る事務及び事業に関すること。

二　中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること。

三　中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。

四　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

五　福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び再生利用に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。

六　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること。

七　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

八　中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

（新設）